

令和 年 月 日

山形市立第八中学校諸会費（給食費・P T A会費・教材費等）口座振替依頼書
（金融機関提出用）

組合
金庫
銀行

御中

私は、山形市立第八中学校諸会費を下記口座から預貯金口座振替の方法により納付したいので、預貯金口座振替規定を確約のうえ依頼いたします。

学年 組	年 組	男・女				
フリガナ			フリガナ			
生徒氏名			保護者氏名			
住 所	電話番号 — —					

指定金融機関及び指定預貯金口座番号
（届出印は預貯金通帳のものと同一のものを捺印してください）

金融機関	金融機関名		コード		支店名		支店コード		
	1：山形信用金庫		1 1 4 0		支店 出張所				
	2：山形銀行		0 1 2 2						
	3：山形農業協同組合		3 9 3 2						
フリガナ						お届出印 通帳の			
預貯金者名									
預貯金の種類	口 座 番 号								
1. 普通									

＜預貯金口座振替規定＞

- 1 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求金額を預貯金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
- 2 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3 この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 4 この預貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

受 付 年 月 日	検 印	印鑑照合	係 印

金融機関
使用欄

(不備返却事由)
1. 預貯金取引なし
2. 記載事項等相違
3. 印鑑相違
4. その他
〔 〕〔 〕
(備考)

学校 → 保護者 → 金融機関

令和 年 月 日

山形市立第八中学校諸会費（給食費・P T A会費・教材費等）口座振替依頼書
（学校控）

山形市立第八中学校 御中

私は、山形市立第八中学校諸会費を下記口座から預貯金口座振替の方法により納付したいので、預貯金口座振替規定を確約のうえ依頼いたします。

学年 組	年 組	男・女			
フリガナ			フリガナ		
生徒氏名			保護者氏名		
住 所	電話番号 — —				

指定金融機関及び指定預貯金口座番号
（届出印は預貯金通帳のものと同一のものを捺印してください）

金融機関	金融機関名		コード		支店名		支店コード		
	1：山形信用金庫		1 1 4 0		支店 出張所				
	2：山形銀行		0 1 2 2						
	3：山形農業協同組合		3 9 3 2						
フリガナ						お届出印 通帳の			
預貯金者名									
預貯金の種類	口 座 番 号								
1. 普通									

＜預貯金口座振替規定＞

- 1 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求金額を預貯金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
- 2 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3 この契約を解除するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 4 この預貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

[学校使用欄]

金融機関確認印

学校 → 保護者 → 金融機関 → 保護者 → 学校